

愛媛県競技力向上対策本部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この本部は、愛媛県競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）と称する。

(目的)

第2条 対策本部は、積極的かつ効果的に本県手づくり選手の育成強化を図るとともに、本県スポーツのより一層の普及振興を目指し、「スポーツ立県えひめ」の実現と本県スポーツの飛躍的な発展を期するものとする。

(事業)

第3条 対策本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 愛媛県競技力向上対策基本計画（平成19年1月策定。以下「基本計画」という。）を踏まえた具体的な競技力向上対策の検討に関すること。
- (2) 基本計画の進ちょく状況等の分析・評価及びその結果を踏まえた基本計画の見直しに関すること。
- (3) 競技団体等の活動状況の把握、個別計画の分析・評価及び活動に対する指導・助言に関すること。
- (4) 競技力向上対策関係補助金の競技団体等への配分及び執行に関すること。
- (5) その他対策本部の目的達成に必要な事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 対策本部は、本部長、監事及び次に掲げる者のうちから本部長が委嘱する委員15名以上25名以内をもって組織する。

- (1) 学校教育関係団体関係者
- (2) 県体育協会関係者
- (3) 経済・企業団体関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 県関係者
- (6) その他競技力向上対策に関係ある者

(役員)

第5条 対策本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1人
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 監事 若干名

(役員を選出)

第6条 本部長は、愛媛県教育委員会教育長をもって充てる。

- 2 副本部長は、対策本部の会議（以下「本部委員会」という。）の承認を得て、委員のうちから本部長が指名する。

3 監事は、本部委員会の承認を得て、本部長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 本部長は、対策本部を代表し、対策本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名した者がその職務を代行する。

3 監事は、事業の執行状況及び会計について監査し、必要があるときは、本部長に対し意見を述べることができる。

(任期等)

第8条 委員及び監事(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱された日から第16条の規定により対策本部が解散するときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員等に委嘱された者が、その属する機関又は団体において委嘱されたときの役職を離れたときは、当該委員等の任期は当該役職にあった日までとする。

3 前項の規定により委員等が欠けたときは、当該委員等の属していた機関又は団体において当該委員等の後任となった者を委員等に委嘱するものとする。

4 本部長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

5 本部長は、前3項の規定により委員等の変更があった場合は、次の本部委員会において報告する。

第3章 本部委員会

(本部委員会)

第9条 本部委員会は、本部長及び委員をもって構成する。

2 本部委員会は、本部長が招集し、議長となる。

3 本部委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 事業実施の基本的な方針に関すること。

(2) 規約に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他対策本部の運営に係る重要な事項に関すること。

4 本部委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

5 本部委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 やむを得ない理由のため本部委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、本部委員会に出席したものとみなす。

(本部長の専決処分)

第10条 本部長は、本部委員会を招集するいとまがないときは、本部委員会で議決すべき事項を専決処分することができる。

2 本部長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の本部委員会において報告

し、その承認を得なければならない。

第4章 部会

(部会)

第11条 本部委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、本部長が委嘱する。
- 3 部会に関し必要な事項は、本部長が定める。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 対策本部の事務を処理するため、愛媛県教育委員会事務局内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、本部長が定める。

第6章 会計

(経費)

第13条 対策本部の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第14条 対策本部の収支予算は、本部委員会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て本部委員会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第15条 対策本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 対策本部の会計に関し必要な事項は、本部長が定める。

第7章 解散

(解散)

第16条 対策本部は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

第8章 補則

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成19年12月18日から施行する。
- 2 対策本部の設立当初の会計年度は、第15条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。